

社会福祉法人茅ヶ崎市社会福祉事業団虐待防止のための指針

1 虐待防止に関する基本的な考え方

当事業団では、利用者への虐待は人権侵害であり、犯罪行為であるという認識のもと、障害者虐待防止法及び児童虐待防止法の理念に基づき、利用者の尊厳の保持・人格の尊重を重視し、権利利益の擁護に資することを目的に、虐待の防止とともに虐待の早期発見・早期対応に努め、虐待に該当する次の行為のいずれも行いません。

- ① 身体的虐待：利用者の身体に外傷が生じ、又は生じるおそれのある暴力を加え、又は正当な理由なく利用者の身体を拘束すること。
- ② 性的虐待：利用者にわいせつな行為をすること又は利用者にわいせつな行為をさせること。
- ③ 心理的虐待：利用者に対する著しい暴言、著しく拒絶的な対応又は不当な差別的な言動、その他著しい心理的外傷を与える言動を行うこと。
- ④ 放棄・放置：利用者を衰弱させるような著しい減食又は長時間の放置、他の利用者による①から③までに掲げる行為と同様の行為の放置その他の利用者を養護すべき職務上の義務を著しく怠ること。
- ⑤ 経済的虐待：利用者の財産を不当に処分することその他利用者から不当に財産上の利益を得ること。

2 虐待防止委員会等の組織に関する事項

- (1) 当事業団では、虐待の防止及び早期発見・解決への対応を図る責任者等を配置します。
 - ア 当事業団における虐待に関する責任主体を明確にするため、「虐待解決責任者」を置く。虐待解決責任者は、副理事長とする。
 - イ 各施設における虐待に関する責任主体を明確にするため、施設ごとに「虐待防止責任者」を置く。虐待防止責任者は、施設長とする。
 - ウ 各施設における虐待に関する措置を適切に実施するため、施設ごとに「虐待防止担当者」を置く。**虐待防止担当者は児童発達支援管理責任者またはサービス管理責任者とする。**
- (2) 当事業団では、虐待の防止及び早期発見・解決への組織的対応を図ることを目的に、「虐待防止委員会」(以下、「委員会」という。)を設置します。
 - ア 委員会の委員長は虐待解決責任者とする。
 - イ 委員会の委員は、虐待防止責任者とする。ただし、委員長が必要と認める者を臨時で招集できるものとする。
 - ウ 委員会は、年1回以上、委員長の招集により開催する。
 - エ 委員会の協議事項は次のとおりとする。また、そこで得た結果は、職員に周知徹底を図る。
 - (ア) 虐待の防止のための指針の整備に関すること
 - (イ) 虐待の防止のための職員研修の内容に関すること

- (ウ) 虐待等について、職員が相談・報告できる体制整備に関するこ
 - (エ) 職員が虐待等を把握した場合に、市町村への通報が迅速かつ適切に行われるための方法に関するこ
 - (オ) 虐待等が発生した場合、その発生原因等の分析から得られる再発の確実な防止策に関するこ
 - (カ) 再発の防止策を講じた際に、その効果についての評価に関するこ
- (3) 委員会の所掌業務の実務を実施するため、各施設において「虐待防止検討会議」を開催します。

3 虐待防止のための職員研修に関する基本方針

- (1) 虐待防止のための職員研修を原則年1回及び職員採用時に実施します。
- (2) 研修内容は、基礎的内容等の適切な知識を普及・啓発するものとともに、本指針に基づき、権利擁護及び虐待防止を徹底します。
- (3) 研修の実施内容については、研修資料、実施概要、出席者等を記録し、電磁的記録等により保存します。

4 施設内で発生した虐待の報告方法等の方策に関する基本方針

- (1) 利用者本人及び保護者、職員等からの虐待の通報があるときは、「社会福祉法人茅ヶ崎市社会福祉事業団虐待防止対応要綱」に基づき対応します。
- (2) 事業団職員は虐待を発見した際、障害者虐待防止法等に基づき、市区町村に通報する義務があります。同時に虐待防止担当者にも通報します。

5 虐待発生時の対応に関する基本方針

- (1) 虐待等が発生した場合には、速やかに市町村に報告するとともに、その要因の除去に努めます。客観的な事実確認の結果、虐待者が職員等であったことが判明した場合には、役職位の如何を問わず、厳正に対処します。
- (2) 緊急性の高い事案の場合には、市町村及び警察等の協力を仰ぎ、被虐待者の権利と生命の保全を優先します。

6 本指針の閲覧に関する基本方針

この指針は、施設内に掲示等するとともに、法人ホームページにも掲載し、利用者及び職員等がいつでも閲覧できるようにします。

7 その他虐待防止の適正化の推進のために必要な基本方針

「3 虐待防止のための職員研修に関する基本方針」に定める研修のほか、外部機関により提供される虐待防止に関する研修等には積極的に参画し、利用者の権利擁護とサービスの質を低下させないよう常に研鑽を図ります。

令和4年4月1日制定
令和5年10月1日一部改正